

榛東村耐震改修促進計画

平成21年 3月

榛 東 村

目 次

I. はじめに	1
1. 目的・背景	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 対象とする建築物.....	3
II. 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況	4
1. 近年の大地震による被害の状況	4
2. 榛東村で想定される地震被害.....	5
III. 榛東村における耐震化の現状	10
1. 住宅の耐震化の現状.....	10
2. 特定建築物等の耐震化の現状.....	10
3. 村有建築物の耐震化の現状	11
IV. 耐震化の目標.....	12
1. 耐震化の目標設定.....	12
2. 取り組みの基本方針.....	13
V. 耐震化を促進するための施策	18
1. 耐震化の促進に係る基本的な方針.....	18
2. 耐震化に関する啓発及び知識の普及.....	19
3. 耐震化を促進するための支援策	20
4. 総合的な安全対策に関する取り組み	21
5. 耐震改修等を促進するための指導や命令等	22
VI. その他耐震改修等を促進するための事項.....	24
参考資料	25
参考1：特定建築物等の一覧.....	25
参考2：特定建築物等となる危険物の数量一覧.....	26
参考3：耐震改修促進計画に関する法律	27
参考4：緊急輸送道路の路線一覧及び緊急輸送道路の路線図.....	34

I. はじめに

1. 目的・背景

本計画はだれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的としています。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降、日本各地で大地震が頻発しており、大地震の発生が危惧されています。

国においては、建築物の耐震化について平成17年3月の中央防災会議^{※1}において「地震防災戦略」を決定し、“社会全体の国家的な緊急課題”として東海地震及び東南海・南海地震の死者数や経済被害を半減させるため、10年後における住宅・建築物の耐震化率を現状の75%から90%にすることを目標に掲げるとともに、これを受けて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）は平成17年11月に改正され、翌年1月には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示184号）が策定されました。

群馬県においては、耐震改修促進法で耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、平成19年1月に「群馬県耐震改修促進計画」を策定しています。

【近年の大地震と法改正の流れ】

近年被害をもたらした地震	法改正等の動き
H7. 1.17 阪神・淡路大震災	H7. 12.25 耐震改修促進法の施行
H16. 10.23 新潟県中越地震	
H17. 3.20 福岡県西方沖地震	H17. 3.30 中央防災会議「地震防災戦略」決定 ・10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減 ・住宅の耐震化率を現状の75%から90%へ
	H17. 6.10 住宅・特定建築物等の地震防災推進会議による提言 ・住宅・特定建築物等の耐震化率を現状の75%から90%へ ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化
H17. 7.23 千葉県北西部地震	
H17. 8.16 宮城県沖地震	
	H17. 11. 7 改正耐震改修促進法の公布
	H18. 1.25 基本方針の公布
	H18. 1.26 改正耐震改修促進法の施行
	H19. 1.25 群馬県耐震改修促進計画の策定
H19. 3.25 能登半島地震	
H19. 7.16 新潟県中越沖地震	

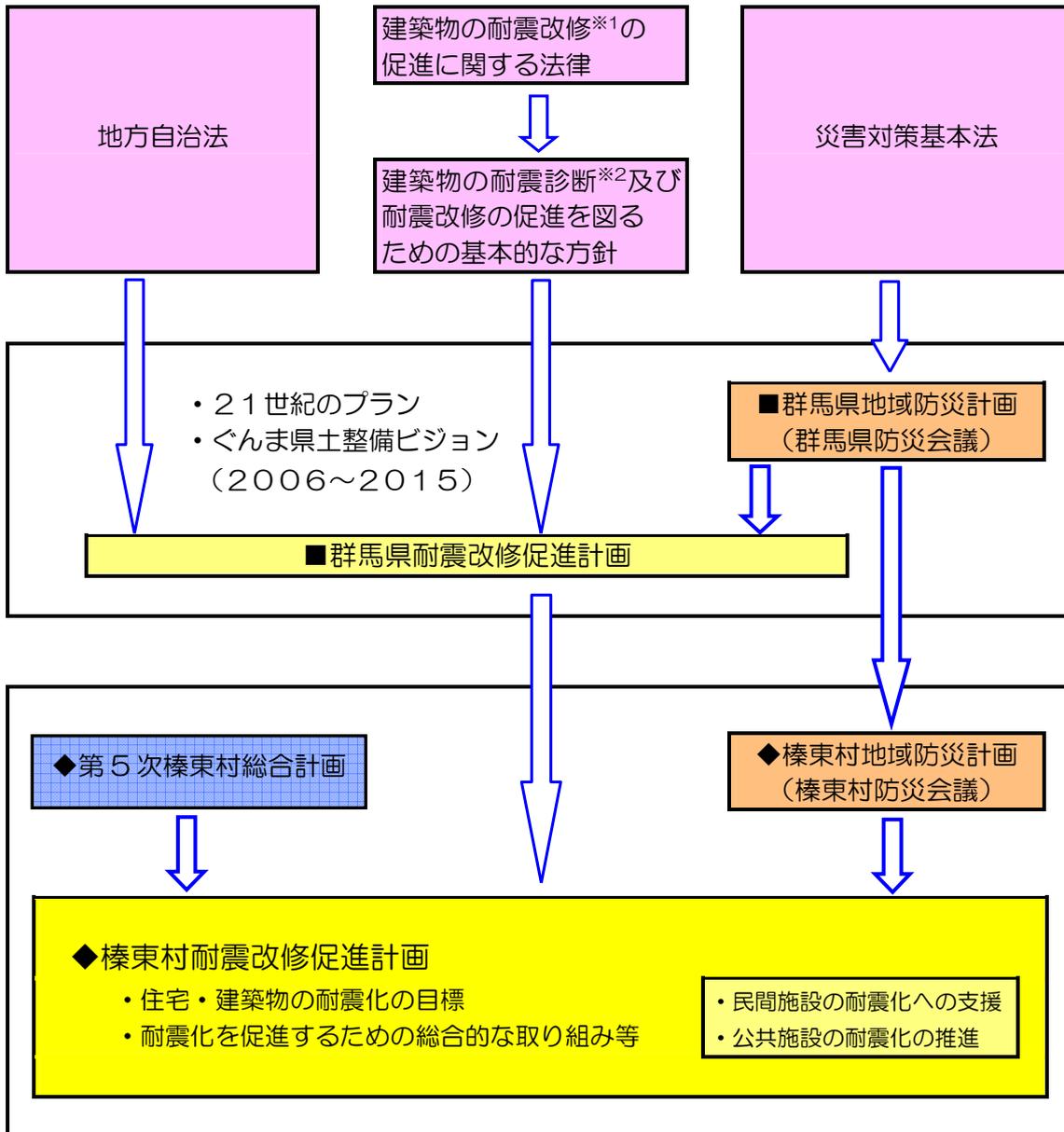
※1 中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っている。

2. 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第5条第7項に基づき策定するもので、国の基本的な方針及び群馬県耐震改修促進計画を勘案し、村内で想定される地震の規模、被害状況及び村内の耐震化の現状を踏まえて具体的な目標を定め、耐震化の促進に取り組む基本的な施策を定めます。

また、榛東村地域防災計画及び第5次榛東村総合計画との整合を図ります。

◆本計画の位置付け



※1 耐震改修：地震に対する安全性の向上を目的として、建物の増築・改築・修繕、もしくは、模様替え、または建物敷地の整備をすること。

※2 耐震診断：既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること。

3. 計画の期間

本計画は、平成21年度から平成27年度までの計画期間における目標とその取り組みを整理します。

なお、定期的に事業進捗等の検証を行い、社会情勢や技術革新による状況の変化を勘案し、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

4. 対象とする建築物

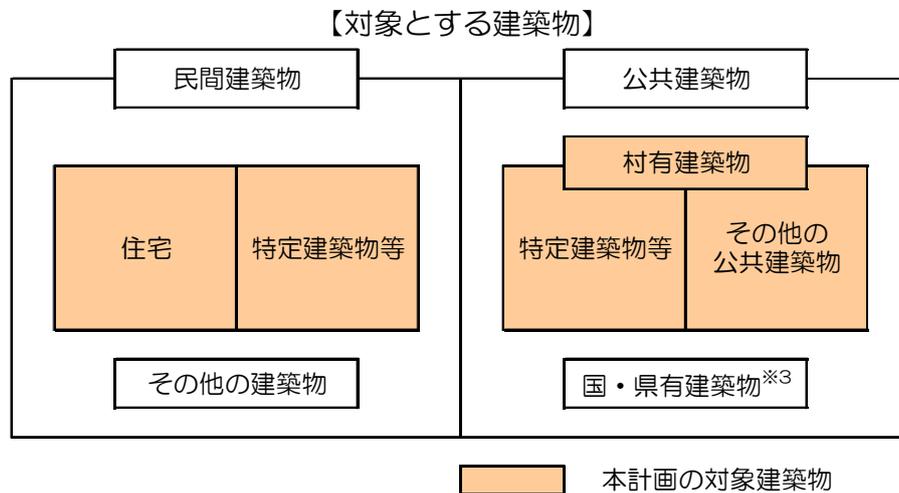
村民は、自ら所有または管理する建築物について、地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次の施設のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物^{※1}（耐震強度が不足する施設）を対象に、耐震化の促進を図ります。

(1) 住宅・・・・・・・・村民の生命・財産を守り被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化が必要です。

(2) 特定建築物等^{※2}・・・・・・・・次の一定規模以上の施設で耐震化を促進します。
①多数の村民が利用する施設
②甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う施設

(3) 公共建築物・・・・・・・・公共建築物は災害時の活動拠点や多くの村民が集まることから積極的に耐震化を図る必要があります。



※1 建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物：昭和56年6月の建築基準法の改正により新しい耐震基準が施行され、この改正以前に施行された建築物は、耐震性能が確保されているか不明であるため、耐震診断を実施して耐震性を確認すること、耐震診断の結果耐震性が不足する場合は、耐震改修を実施する必要があります。

※2 特定建築物等：特定建築物とは、定められた用途や規模を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（25・26ページ参照）であるが、本章においては、統計上の問題等から、定められた用途や規模を満たすものすべて（耐震関係規定に適合しているものを含む）を「特定建築物等」と称して整理する。

※3 国・県有建築物：国の基本方針、群馬県耐震改修促進計画において計画されているため、本計画ではこれらの建築物は対象外とします。

Ⅱ. 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況

1. 近年の大地震による被害の状況

関東大震災から80年が経過し、東海地震や東南海・南海地震、首都圏直下地震などの大地震の切迫性が指摘されています。近年では中越地震(平成16年10月、震度7)、福岡県西方沖地震(平成17年3月、震度6弱)、能登半島地震(平成19年3月、震度6強)、中越沖地震(平成19年7月、震度6強)が発生するなど被害が発生する地震が頻発しており、日本はいつどこで大震災が発生してもおかしくない状況にあり、群馬県内で震度6弱以上の地震が発生する確率は3~6%とかなり高い確率で発生する可能性があることが予想されています。

阪神・淡路大震災(平成7年1月、震度7)では、10万棟を超える家屋が全壊し、多くの死者を出しました。地震発生直後の死者数は約5,500人(平成7年4月24日現在、警察庁調べ)で、そのうち約9割(約4,800人)は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらには、倒壊した建築物等は、火災を発生したり、避難や救援・消火の妨げになったり、がれきの発生等による被害の拡大をまねきました。

【阪神・淡路大震災の人的、建物被害】

被害状況	被災数
死者	6,434人
行方不明者	3人
負傷者	43,792人
家屋全壊	104,906棟
家屋半壊	144,274棟
焼損	7,574棟

(平成18年5月19日総務省消防庁発表より作成)

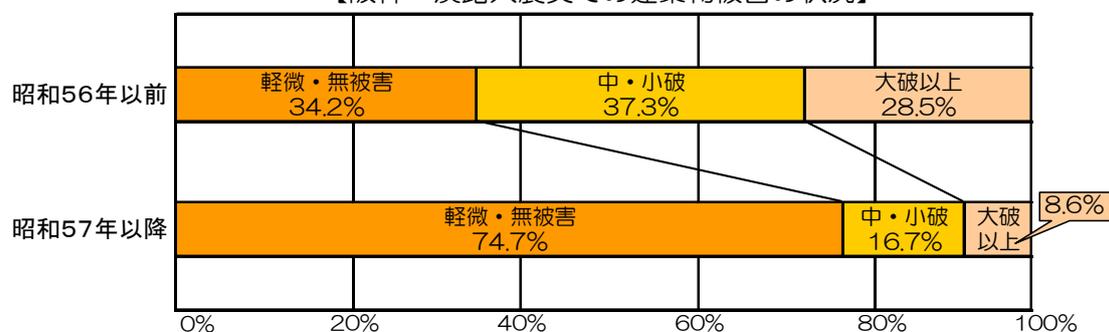
【阪神・淡路大震災における死因】

死因	死者数
家屋・家具等の倒壊による圧死とおもわれるもの	4,831人(87.8%)
焼死(火傷)及びその疑いがあるもの	550人(10.0%)
その他	121人(2.2%)
合計	5,502人(100%)

(平成7年警察白書より作成)

昭和53年に起きた宮城県沖地震などの建物被害状況を踏まえ、昭和56年6月に耐震基準^{※1}が抜本的に見直されました。阪神・淡路大震災では、昭和56年以前の建築物で「軽微・無被害」が全体の約35%程度であるのに対し、昭和57年以降の建築物では約75%と、被害が大幅に減少しています。

【阪神・淡路大震災での建築物被害の状況】



(出典：国土交通省ホームページより作成)

※1耐震基準：昭和53年の宮城県沖地震後、昭和56年6月に新しい建築基準法(耐震基準の抜本的な見直し)が施行されました。これを境に昭和56年5月以前の基準を「旧耐震基準」、昭和56年6月以降の基準を「新耐震基準」と表現されています。

2. 榛東村で想定される地震被害

(1) 榛東村に影響を与えるプレート運動

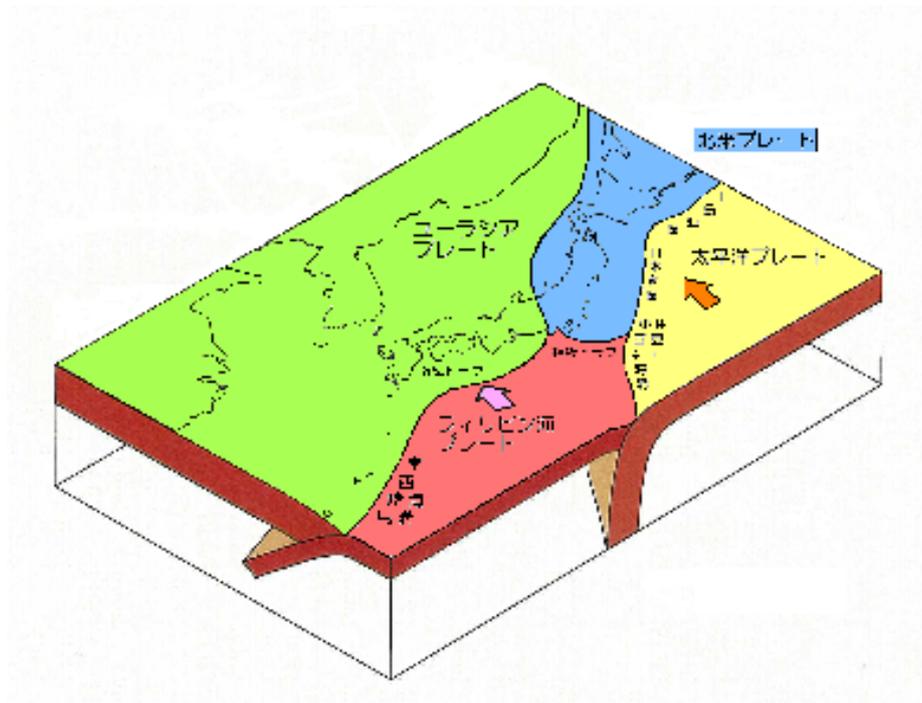
日本列島の地震活動は、日本列島を乗せたユーラシアプレートとその下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート（フィリピン海プレートと太平洋プレート）の相対運動で説明されています。

群馬県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから 100～200 km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から 150～200 kmの地点に位置しており、群馬県直下では、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込みさらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいる。また、群馬県直下のフィリピン海プレート上面の深さは 80 km前後、太平洋プレートの上面の深さは 100～140 kmとされています。

プレート上面で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東大震災（1923 年、M7.9）が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震（1987 年、M6.7）が典型例です。

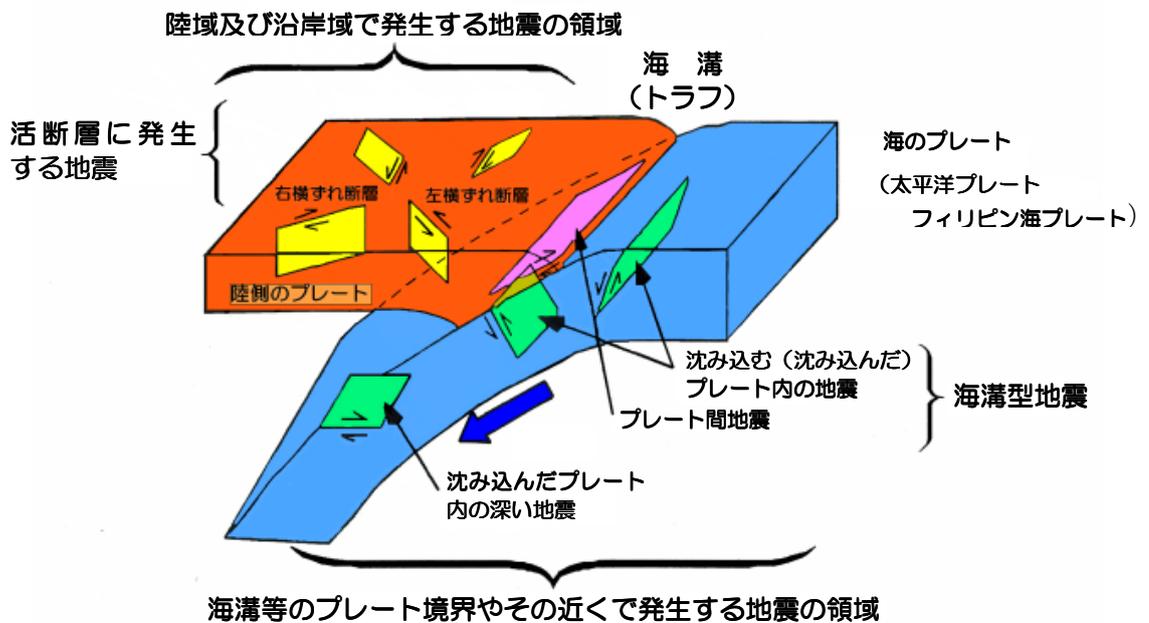
群馬県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下 120～160 kmで発生していますが、震源が深いため、このタイプの地震で群馬県内に被害が発生したという記録はありません。

【日本列島とその周辺のプレート】



(出典：地震調査推進本部「全国を概観した地震動予測値図 報告書」より作成)

【日本列島とその周辺で発生する地震のタイプ】



(出典：地震調査推進本部「全国を概観した地震動予測値図 報告書」より作成)

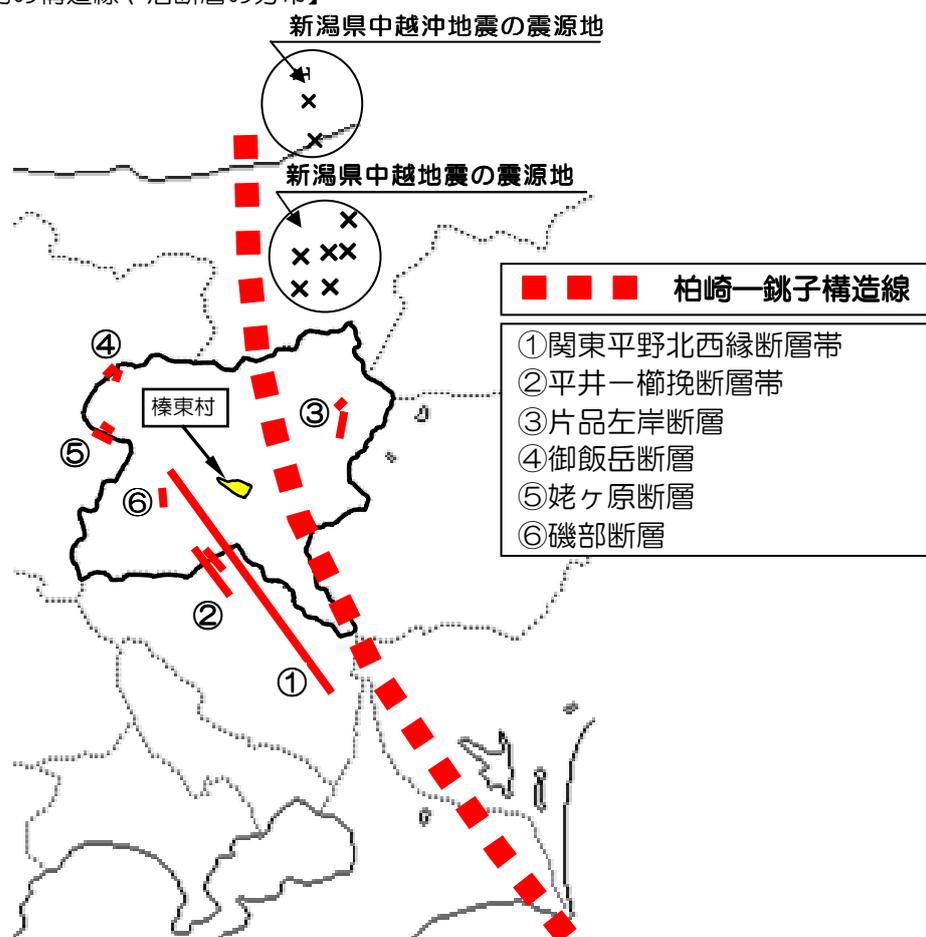
(2) 渋川市北部を縦断する柏崎—銚子構造線※1

群馬県内にはフォッサマグナの東縁とされる「柏崎—銚子構造線」が県土を南北に貫いており、渋川市の北部を縦断しています。

近年、新潟県で発生した2度の地震の震源はこの構造線沿線にあり、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内には活動度が高く規模の大きな活断層として「関東平野北西縁断層帯」「平井—櫛挽断層帯」など、その他も含め6か所の活断層が確認されています。

【群馬県内の構造線や活断層の分布】



(出典：群馬県耐震改修促進計画から作成)

※1 構造線：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと。一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎—銚子構造線という。

(3) 群馬県内の地震被害の履歴

近年、県内で発生した地震被害で最も大きいものが1931年に発生した「西埼玉地震」です。この地震は、埼玉県荒川上流域を震源とする地震であり、1923年の関東大震災に比べて地震の規模はマグニチュード6.9と小さいものの、震源からの距離が近いことにより県内のほとんどの市町村が強震（震度5）域に含まれ、多数の被害が発生しました。

また、2004年10月の新潟県中越地震では、県内の最大震度は5弱でしたが、榛東村内では、震度3でした。

【県内の地震被害の一覧】

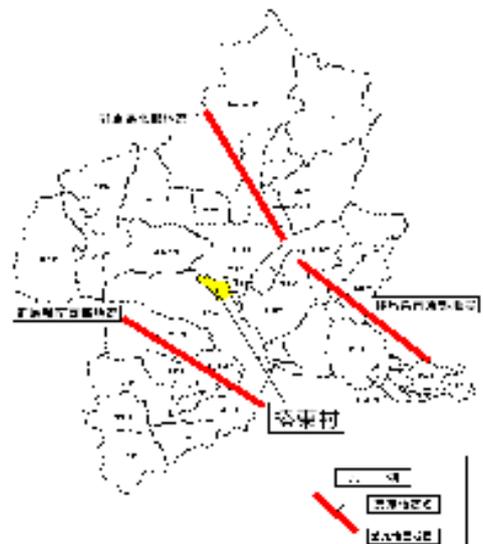
発生年月日	地震名（震源）	M	震度	被害状況
1916.2.22 （大正5年） （浅間山麓）	6.2	家屋全壊7戸 半壊3戸 一部損壊109戸
1923.9.1 （大正12年）	関東大震災 （小田原付近）	7.9	前橋4	負傷者9人 家屋全壊49戸 半壊8戸
1931.9.21 （昭和6年）	西埼玉地震 （埼玉県仙元山付近）	6.9	高崎・渋川・五料6 前橋5	死者5人 負傷者55人 家屋全壊166戸 半壊1,769戸
1964.6.16 （昭和39年）	新潟地震 （新潟県沖）	7.5	前橋4	負傷者1人
1996.12.21 （平成8年）	茨城県南西部地震 （茨城県南部）	5.5	板倉5弱 沼田・片品・桐生4	家屋一部損壊46戸
2004.10.23 （平成16年）	新潟県中越地震 （新潟県中越）	6.8	高崎・北橋・片品 沼田・白沢・昭和5弱 伊勢崎市3	負傷者6人 家屋一部損壊1,055戸
2007.7.16 （平成19年）	新潟県中越沖地震 （新潟県中越）	6.8	沼田・渋川4 伊勢崎・前橋・高崎3	人的被害なし

（群馬県耐震改修促進計画に追加作成）

(4) 群馬県において想定される地震

群馬県では、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災を教訓として、防災対策の強化・充実に役立てるため、平成7年から3年かけて地震被害想定調査※1を行いました。

調査の結果、群馬県南西部地震、群馬県北部地震、群馬県南東部地震の3つの地震被害想定を行っています。



出典：群馬県地震被害想定調査より作成）

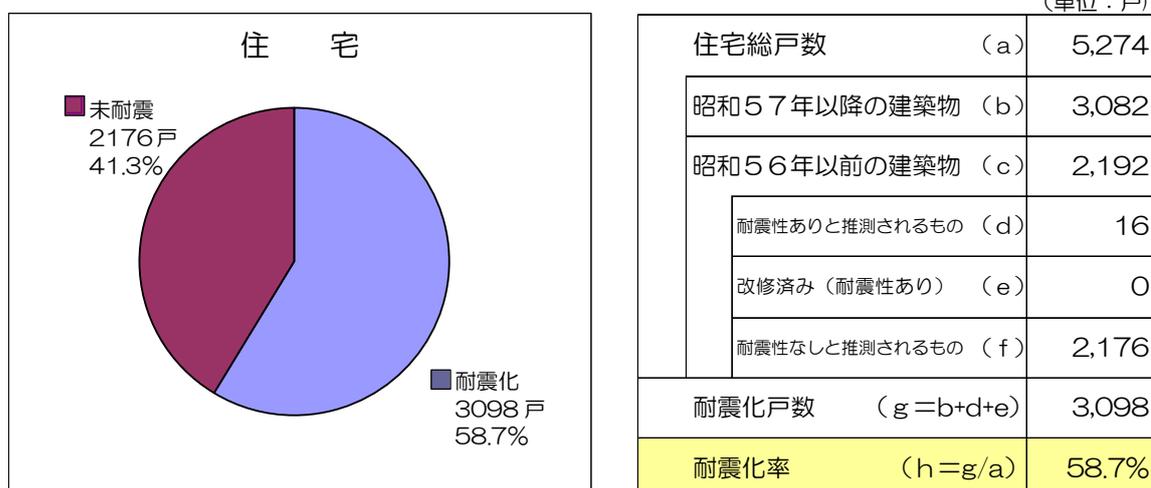
※1 群馬県地震被害想定調査：阪神・淡路大震災を教訓として防災対策の強化・充実に役立てるため平成7～9年度にかけて実施した調査。県内での3つの地震（いずれもマグニチュード7、震源断層の深さ5km）を想定し、その被害を算出した。なお、想定地震に対して、最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより必ず標記の被害が発生することを示すものではない。

Ⅲ. 榛東村における耐震化の現状

1. 住宅の耐震化の現状

住宅は、村内に約 5,300 戸あります。昭和 57 年以降の新耐震基準の住宅に昭和 56 年以前の住宅で耐震性を満たしていると推測される^{※1} 住宅を加えると耐震化率は、58.7%になりますが、41.3%の住宅は耐震化が図られていない状況です。

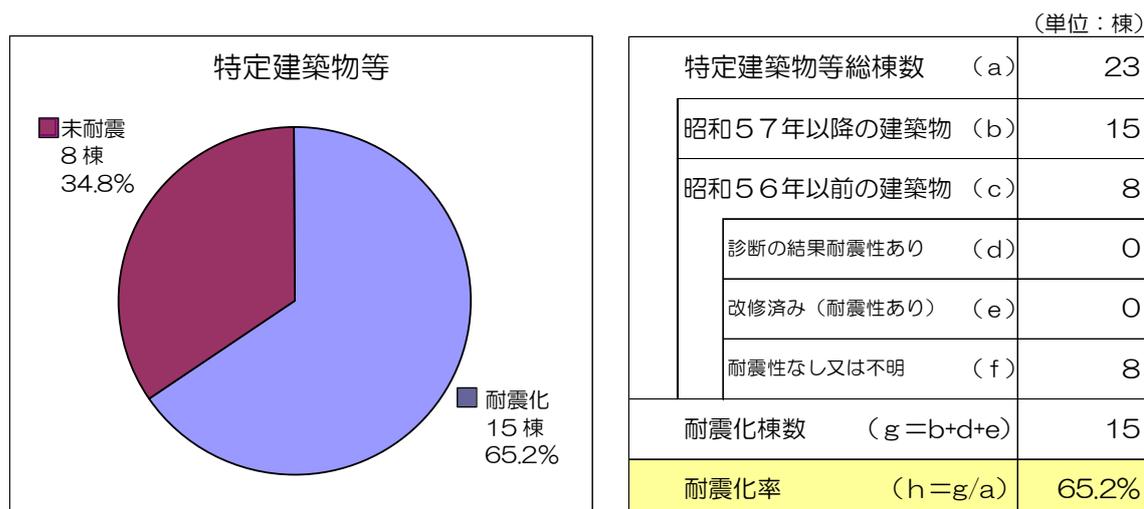
【住宅の耐震化の状況】



2. 特定建築物等の耐震化の現状

特定建築物等は、民間建築物 11 棟と公共建築物 12 棟で村内に 23 棟あります。昭和 57 年以降の新耐震基準の建築物に、昭和 56 年以前の建築物で耐震性のあるもの及び耐震改修により、耐震性が確保されたものを加えると耐震化率は、65.2%となりますが、34.8%に相当する 8 棟の建築物で耐震化が図られていない状況です。

【特定建築物等の耐震化状況】

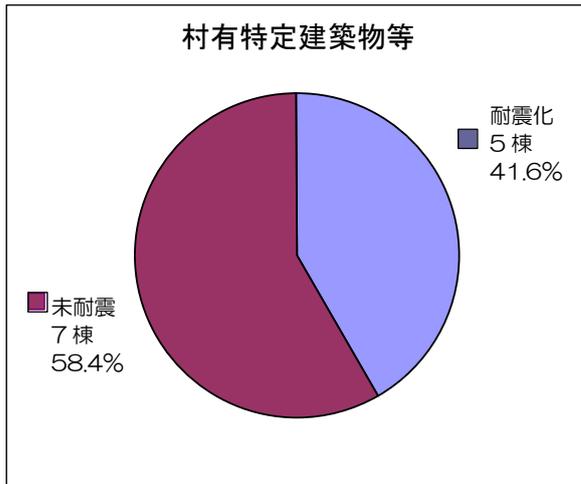


※1 耐震性ありと推測されるもの：昭和 56 年以前の建築物で耐震性ありと診断されたものの比率により推計

3. 村有建築物の耐震化の現状

村有特定建築物等は、12 棟あります。昭和57年以降の建築物は5棟で耐震化率は、41.6%となっています。58.4%に相当する7棟で耐震化が図られていない状況です。また、村有建築物は、全体で188棟あります。村有建築物の耐震化率は、69.7%となっていますが、30.3%に相当する57棟で耐震化が図られていない状況です。

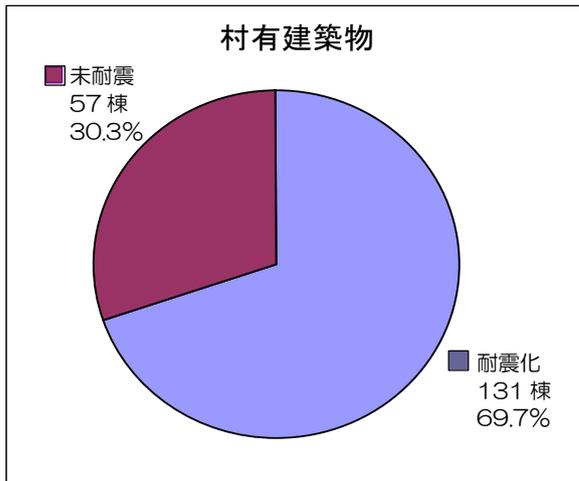
【村有特定建築物等の耐震状況】



(単位：棟)

村有特定建築物等総棟数 (a)	12
昭和57年以降の建築物 (b)	5
昭和56年以前の建築物 (c)	7
診断の結果耐震性あり (d)	0
改修済み(耐震性あり) (e)	0
耐震性なし又は不明 (f)	7
耐震化棟数 (g=b+d+e)	5
耐震化率 (h=g/a)	41.6%

【村有建築物全体の耐震化状況】



(単位：棟)

村有建築物総棟数 (a)	188
昭和57年以降の建築物 (b)	131
昭和56年以前の建築物 (c)	57
診断の結果耐震性あり (d)	0
改修済み(耐震性あり) (e)	0
耐震性なし又は不明 (f)	57
耐震化棟数 (g=b+d+e)	131
耐震化率 (h=g/a)	69.7%

IV. 耐震化の目標

1. 耐震化の目標設定

(1) 国・県における耐震化の目標

国では住宅・特定建築物等の耐震化率について、現状の75%を平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としています。

群馬県では住宅について現状の耐震化率が全国と比較して低いこと等を考慮して、現状68.5%を85%とし、特定建築物等は現状61.9%を90%とするように建物の種別に応じて耐震化の目標を定めています。

	区分	現状	目標
国	住宅 特定建築物等	75%	90%
	住宅	68.5%	85%
県	特定建築物等	61.9%	90%

(2) 榛東村における耐震化目標

(イ) 住宅

住宅については、村の現状の耐震化率が58.7%と県の68.5%を下回っており耐震化は遅れているものと思われます。県の目標値が85%ですが榛東村の目標値は80%に設定します。

	区分	現状	目標
榛東村	住宅	58.7%	80%

(ロ) 特定建築物等

榛東村においては民間特定建築物及び村有特定建築物をあわせた特定建築物等の耐震化率は65.2%となっています。

特に村有特定建築物等においては被災時の避難場所として利用することや比較的用户が多いことから先導して耐震化を図る必要があります。

榛東村の目標値は90%に設定します。

	区分	現状	目標
榛東村	特定建築物等 (民間+公共)	65.2%	90%

(ハ) 村有建築物全体

公共建築物については、特定建築物等以外の建築物であっても防災上重要な役割があります。よって、特定建築物等以外の建築物を含めた村有建築物全体として目標を90%に設定します。

	区分	現状	目標
榛東村	村有建築物 (全体)	69.7%	90%

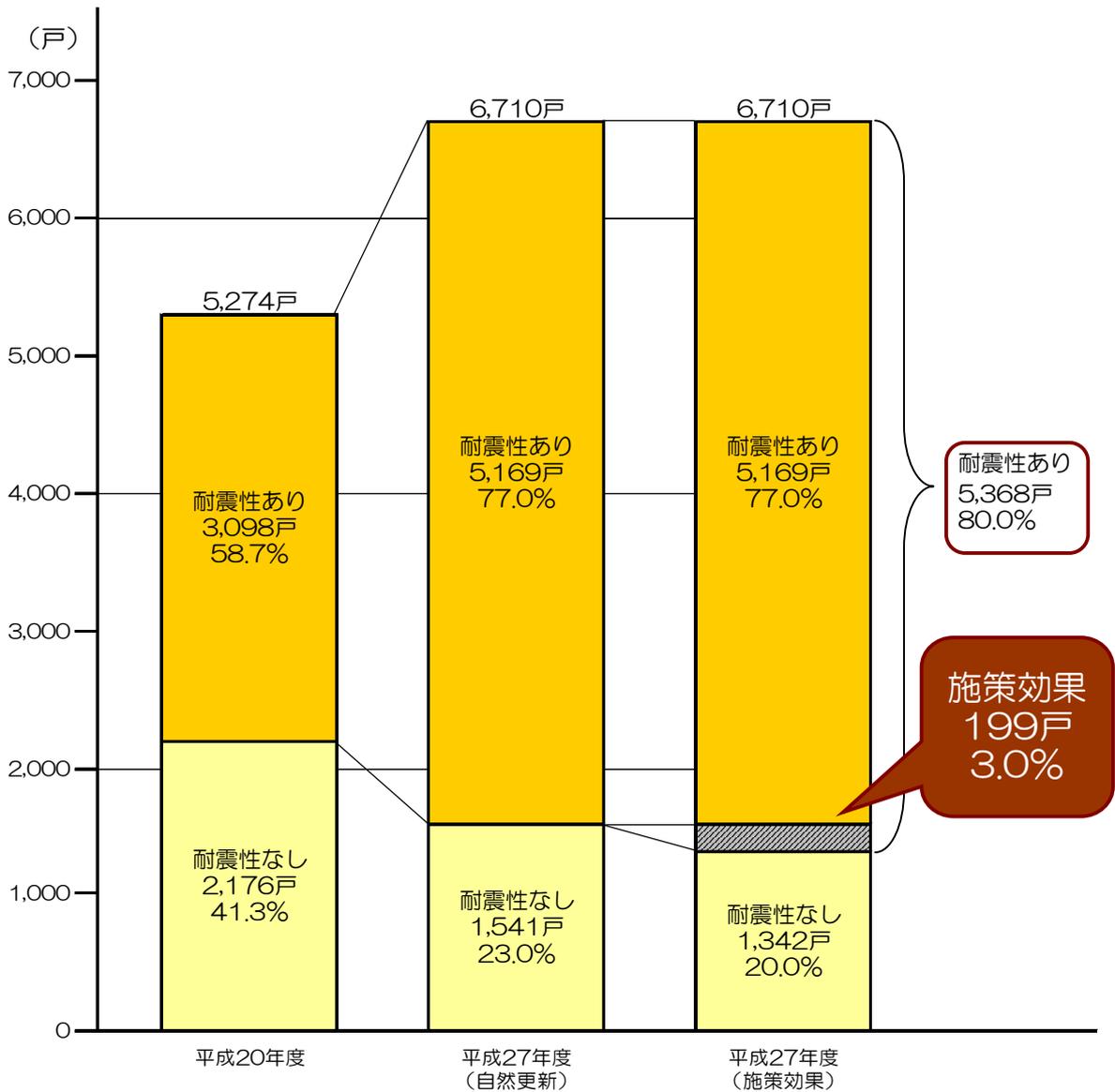
2. 取り組みの基本方針

(1) 住宅における耐震化の取り組み

住宅において、建替えや除却等の自然更新による耐震化率の見込みは、平成27年度で77.0%と推計されます。現状の耐震化率を80%とするため、自然更新に加えて、目標年次までに199戸（年間約29戸）の耐震化が必要です。

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
58.7% (3,098戸)	77.0% (5,169戸)	80%	199戸の耐震化が必要 (年間約29戸)

◇カッコ内は、耐震性のある住宅数

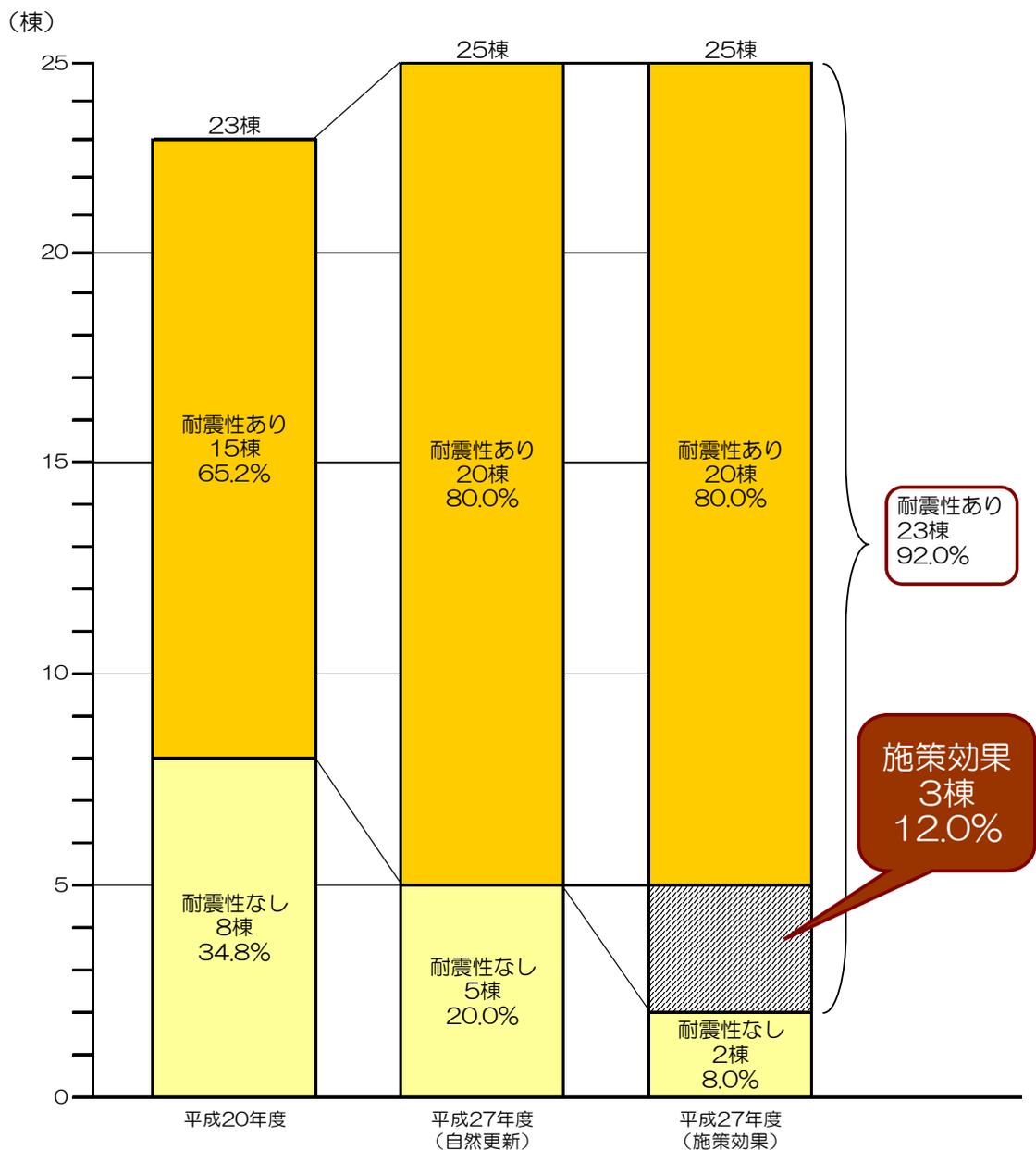


(2) 特定建築物等における耐震化の取り組み

特定建築物等において、建替えや除却等の自然更新による耐震化率の見込みは、平成27年度で80.0%と推計されます。目標年次までの榛東村における特定建築物等の耐震化率の目標値は90%とします。したがって自然更新に加えて、目標年次までに3棟の耐震化が必要となります。

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
65.2% (15棟)	80.0% (20棟)	90%	3棟の耐震化が必要

◇カッコ内は、耐震性のある特定建築物等棟数



(3) 村有建築物における耐震化の取り組み

(イ) 村有建築物の分類と耐震化目標

村有建築物については、村民の生命・財産を守る以外に、地震発生後の災害対策や避難・救助を図るための重要な役割があります。したがって、建築物の用途に応じて下表のように分類ごとの目標を設定します。災害対策拠点機能を持つ施設、救助・救急、医療等拠点機能を持つ施設、避難収容施設及び要援護者が利用する施設は、耐震化率100%を目指します。その他は、耐震化率の目標を90%とします。

なお、特定建築物等以外の建築物を含む村有建築物全体の耐震化率の目標は、90%とします。

【村有建築物の分類と目標値】

大分類	小分類	具体例	目標値※1
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき村有施設	1 災害対策拠点機能関係	村庁舎等	100%
	2 救助・救急、医療等拠点機能関係	病院、消防施設、保健センター等	100%
	3 避難収容施設関係	避難所指定の学校、体育館、保育所、コミュニティセンター等	100%
	4 ライフライン関係	上・下水道施設等	90%以上
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき村有施設	5 要援護者施設	児童館、老人福祉センター、障害者福祉作業所等	100%
	6 多数の村民が集まる施設	資料館、プール、温泉施設、集会施設等	90%以上
	7 比較的滞在時間の長い施設	村営住宅等	90%以上
Ⅲ. その他	8 その他の村有施設	事務所、給食センター、駐車施設、附帯施設（倉庫、機械室）等	90%以上

◇群馬県耐震改修促進計画においては、警察関係施設を1つの分類として挙げているが、榛東村においては該当する施設がないため省略している。

※1 目標値：特定建築物等の耐震化目標

(ロ) 特定建築物等における耐震化の取り組み

村有の特定建築物等において、耐震性のない建築物が現在 12 棟ありますが、分類ごとに目標の耐震化率を達成するため、目標年次までに 7 棟の耐震化が必要です。

(ハ) 村有建築物全体における耐震化の取り組み

村有建築物全体で耐震性のない建築物が現在 57 棟ありますが、現状の耐震化率を90%とするため、目標年次までに 46 棟の耐震化が必要です。

【村有建築物の耐震化の現状と目標】

区分	総数	現 状					目 標				
		昭和57年以降	昭和56年以前	左記のうち耐震性ありと診断又は耐震改修されたもの	耐震化を図る必要がある建築物	耐震性あり	耐震性なし	耐震率化	耐震化の必要な棟数	目標耐震化率	
											a (棟)
村有の特定建築物等	災害対策	1	0	1	0	1	0	1	0.0%	1	100%
	救護対策	0	0	0	0	0	0	0	-	0	100%
	避難対策	9	3	6	0	6	3	6	33.3%	6	100%
	ライフライン	0	0	0	0	0	0	0	-	0	90%
	要援護者	0	0	0	0	0	0	0	-	0	100%
	集客施設	2	2	0	0	0	2	0	100.0%	0	90%
	長期滞在	0	0	0	0	0	0	0	-	0	90%
	その他	0	0	0	0	0	0	0	-	0	90%
	合 計	12	5	7	0	7	5	7	41.7%	7	-
村有建築物全体	災害対策	2	1	1	0	1	1	1	50.0%	5	全体で 90%
	救護対策	5	4	1	0	1	4	1	80.0%	0	
	避難対策	43	35	8	0	8	35	8	81.4%	4	
	ライフライン	8	6	2	0	2	6	2	75.0%	2	
	要援護者	6	6	0	0	0	6	0	100.0%	0	
	集客施設	18	11	7	0	7	11	7	61.1%	6	
	長期滞在	27	10	17	0	17	10	17	37.0%	15	
	その他	79	58	21	0	21	58	21	73.4%	14	
	合 計	188	131	57	0	57	131	57	69.7%	46	

◇耐震化の必要な棟数には耐震診断が未実施の建築物も含まれているため、診断の結果によっては耐震改修が不要になる場合もある。

◇棟数は実数とし、自然更新による施設増減の推計は行っていない。

(二) 村有建築物の耐震化の優先度

村有建築物の耐震化は、下表に示す優先性の考え方に基づき推進します。
用途や規模において優先度を定めない区分については、地域防災機能の側面及び緊急性から優先性を判断します。

また、水道施設等をはじめ、村民の生活に密接しているライフライン関係施設等の村有施設についても、計画的に耐震化を推進します。

【村有建築物の耐震化の考え方】

大分類	小分類	耐震化の優先性	
		用途別	規模別
Ⅰ 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき村有施設	1 災害対策拠点機能関係	特に優先度を定めない	大規模なものほど優先
	2 救助・救急、医療等拠点機能関係		大規模なものほど優先
	3 避難収容施設関係		大規模なものほど優先
	4 ライフライン関係		特に優先度を定めない
Ⅱ 震災時における被害防止の観点から整備すべき村有施設	5 避難弱者施設	優先度高い	特に優先度を定めない
	6 多数の村民が集まる施設	↑ 優先度低い	特に優先度を定めない
	7 比較的滞在時間の長い施設		大規模なものほど優先
Ⅲ その他	8 その他の村有施設	特に優先度を定めない	特に優先度を定めない

V. 耐震化を促進するための施策

1. 耐震化の促進に係る基本的な方針

(1) 住宅・建築物の所有者の役割

地震による建築物の倒壊は、その建築物を使用する人に対し、大きな被害を引き起こします。

また、個々の建築物の耐震化が進んでも周辺の建築物の耐震化が遅れば、地震の発生時にその地域全体が被災してしまう可能性もあります。耐震性が不十分な建築物の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず建築物の所有者等が自ら自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

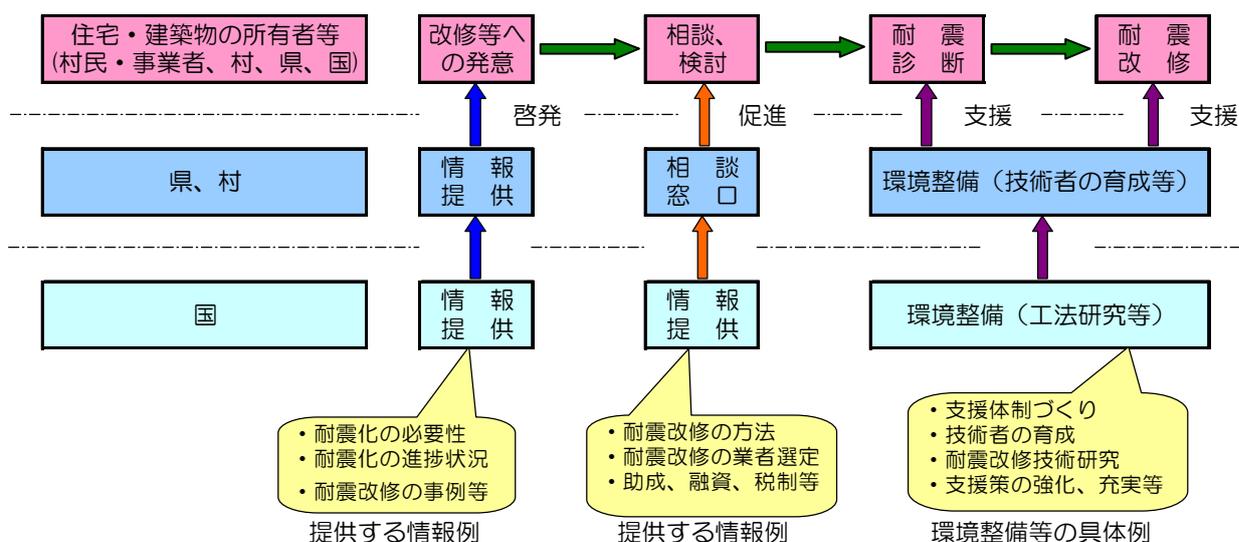
(2) 耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置

リフォームや増改築時に耐震改修を実施することは、別々に工事を行うよりも費用や工期の面でより効果的なものとなりうることから、村では県及び土木事務所に設置している建築相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用促進を検討します。

(3) 国や県と連携した耐震化への支援

建物の所有者等が耐震化の取り組みを実施しやすいようにするため、国や県と連携して耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めます。

【耐震診断・耐震改修の促進イメージ】



2. 耐震化に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震防災に関する情報の提供

建築物の耐震化の必要性や、日常生活における安全対策等の取り組みについての普及を目的とした村民向けパンフレットを作成し配布するとともに、広報誌、インターネット、民間事業者が開催する住宅・建築関連行事等幅広く活用し、耐震化の必要性についての普及・啓発に努めます。

(2) 地震防災マップの作成・公表

想定される地震による人的被害・建築物被害・ライフライン被害などを予測し、避難路や避難施設を含めて総合的にマップ化することは、村民の地震対策に関する意識の高揚を図り、地震防災対策を進める上で有効な手段となります。

榛東村においては、既に「榛東村地域防災計画」を策定しています。

しかし、近年の柏崎－銚子構造線上における地震の発生状況から、榛東村においても被害が発生する可能性があります。

そこで本計画では、新たに地震防災マップの整備を進め、公表することとします。

(3) リフォームに合せた耐震改修の推進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築とあわせて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

吉岡町ではリフォーム事業者等との連携を図り、民間事業者等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行い、建築物の所有者等の意識啓発を進めます。

昨今の悪質リフォームに係るトラブルに対して、消費者が身近な地域から適切なリフォーム事業者を選定することができるようにするために「リフォネット^{※1}」登録事業者の拡充に向けた町内事業者への普及活動を推進します。

(4) 自治会と連携した周知・啓発

自治会を通じて必要な情報の提供を行う回覧板や広報誌は、情報の周知をより直接的に行うことができます。

耐震化に関する情報についても回覧板や広報誌を利用して、周知、啓発に向けた働きかけを行います。

※1 リフォネット：財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが適切な住宅リフォームを促進するために運営しているリフォーム業者情報を中心としてリフォーム相談窓口の案内、リフォームに役立つ情報の提供を行う公的サイト。(http://www.refonet.jp//search/index.php)

3. 耐震化を促進するための支援策

(1) 助成制度

耐震診断・耐震改修の義務者は建物所有者であることから、原則として所有者自らが耐震化を行う必要がありますが、耐震診断・耐震改修には相当な費用負担を要することから、この軽減を図ることが課題となっています。こうした課題の解消に向けた施策を検討します。

【耐震診断・耐震改修に対する融資制度】

事業名	概要	主な要件等	
住宅金融支援機構 (耐震改修工事)	耐震改修工事または耐震補強工事に対する融資	戸建住宅	基本融資額：1000万円 金利：最新金利情報は支援機構にお問い合わせください
		マンション	融資額：工事費の8割以内（限度額：住戸数×150万円） 金利：最新金利情報は支援機構にお問い合わせください
日本政策金融公庫 (社会環境対応施設整備資金)	防災施設等の整備（改善及び改修を含む。）を行うための融資	事業継続計画に基づく防災施設等の整備（改善及び改修を含む。） 融資額：7200万円以内 融資期間：15年以内（据置期間2年以内） 金利：最新金利情報は支援機構にお問い合わせください	

【耐震診断・耐震改修に対する税の特例措置】

事業名	概要	主な要件等
住宅に係る耐震改修促進税制	耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するための税の特例措置	対象区域：地域住宅計画の区域、耐震改修促進計画の区域等 □所得税：平成25年12月31日までに住宅の耐震改修工事を行った場合、当該工事費の10%相当額（限度額20万円）を控除 □固定資産税：耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分まで）の減額 ・平成18～21年にまでに工事を行った場合：3年間1/2に減額 ・平成22～24年にまでに工事を行った場合：2年間1/2に減額 ・平成25～27年にまでに工事を行った場合：1年間1/2に減額
事業用建築物に係る耐震改修促進税制	耐震性が確保された良質な建築物ストックの形成を促進するための税の特例措置	対象建築物：平成22年3月31日までに、耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った特定建築物（耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けてないもの） 所得税、法人税：耐震改修工事費の10%を特別償却できる。

4. 総合的な安全対策に関する取り組み

(1) ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生し、避難や救援活動のため道路を通行するのに支障をきたします。

ブロック塀の倒壊の危険性をパンフレット等の配布により村民に周知するとともに、必要に応じた改善指導等を行います。

(2) 落下物の安全対策

大規模な地震では建築物の倒壊だけでなく、窓ガラス、外壁材、看板、天井等の損壊・落下による被害も起こります。平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震では、市街地にあるビルの窓ガラスが割れ、道路に落下する事態が発生しました。

また、平成17年8月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井の落下によって多くの負傷者がでました。

これらの被害に対して、地震時の建築物からの落下を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図ります。さらに落下物防止対策の実施状況を把握するとともに、危険な建築物については所有者に対して改善指導を行います。

(3) エレベーターの安全確保

千葉県北西部地震（H17.7）では、首都圏の多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しました。

これらの不安や混乱を避けるため、既設エレベーターに対する安全性を周知するとともに地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

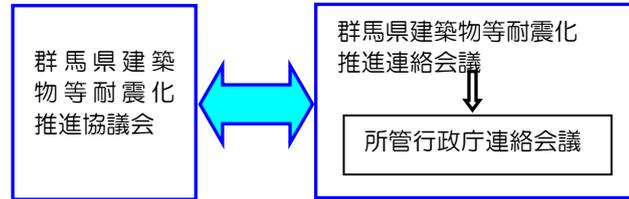
(4) 家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷することや、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により村民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

5. 耐震改修等を促進するための指導や命令等

(1) 県との連携強化

本計画を策定した後も耐震改修等を促進するため、「群馬県建築物等耐震化推進連絡協議会※1」などで、県や特定行政庁と連携し、施策の追加見直し、目標達成状況の把握、本促進計画のブラッシュアップを行います。



※1 所管行政庁連絡会議（「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議」の部会）の活動内容

- 耐震改修促進法による指導等、建築基準法による勧告又は命令等に関する意見交換
- 耐震改修促進法による指導等、建築基準法による勧告又は命令等の実施方針の協議、及び実施状況の共有

(2) 耐震改修促進法による指導等の実施

県は、特定建築物等の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認めた場合は、当該特定建築物等の所有者に対して必要な指導・助言を行います（耐震改修促進法第7条第1項）。

そのうち一定規模以上の特定建築物等について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該特定建築物等の所有者に対して必要な指示を行います（同条第2項）。

さらに、指示を受けた特定建築物等の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を公表していきます（同条第3項）。

なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことが、その利用者や周辺住民に対する危険性を明確に示したうえで実施します。

榛東村においても村内の特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。

【指導及び助言の方法】

耐震化の必要性、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。

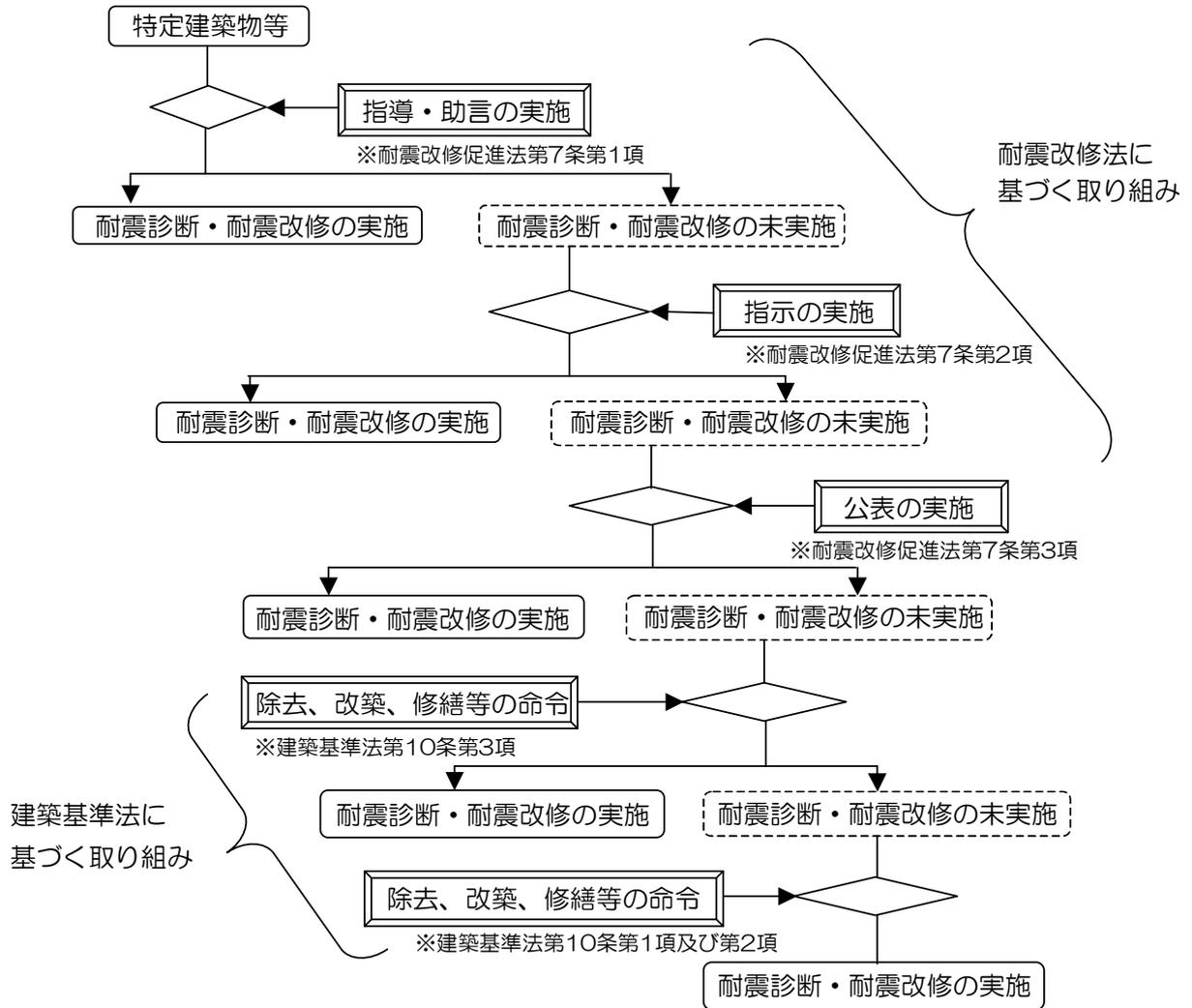
【指示の方法】

耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。

【公表の方法】

法に基づく公表であることを明確にするとともに、村の広報やホームページへの掲載などにより公表を行います。

【耐震診断及び耐震改修に関する指導等の流れ】



VI. その他耐震改修等を促進するための事項

(1) 県が行う建築物の所有者に対する指導等への協力

県は、法に基づき、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修に係る指導及び助言を行い、必要な場合は指示や公表を行うこととしています。また、建築基準法に基づき、保安上危険な建築物の所有者、占有者又は管理者に対して勧告、場合によっては命令を実施していくこととしています。

村では、必要に応じ、これらの県の措置に協力するとともに、普段から当該建築物や空き屋等の情報収集に努めるものとします。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路の検討

耐震改修促進法においては、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定し、当該道路沿道の建築物の耐震改修に対する補助を充実して耐震化を促進することができます。

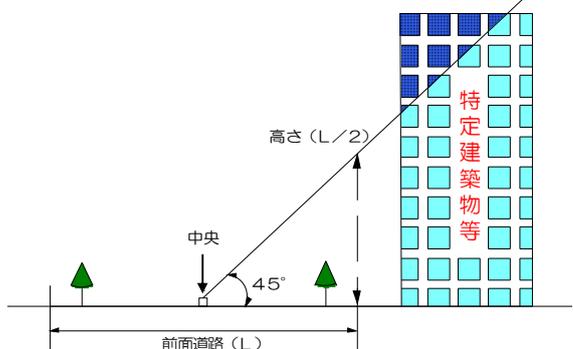
榛東村では、榛東村地域防災計画にも位置づけられている「緊急輸送道路」（平成20年度に県で指定）について県及び隣接市町村等との連携を図りながら、地震発生時に通行を確保すべき道路の調査及び沿線建築物の耐震診断・耐震改修等の対策を進めていきます。（緊急輸送道路の路線一覧及び緊急輸送道路の路線図は資料4（34頁）に掲載しています。）

(3) 避難路の状況把握及び沿道住宅・建築物等耐震化基礎資料の整備

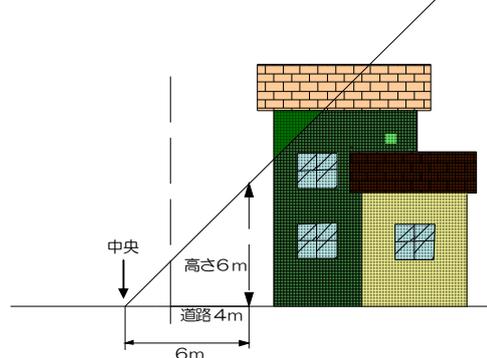
榛東村では、避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及び、この避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道住宅・建築物等耐震化基礎資料として整備します。これにより、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

【地震によって道路の通行を妨げ、多数の人の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物】

①前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



(国土交通省「耐震改修促進法の概要」より作成)

参考資料

参考1：特定建築物等の一覧

分類	用途	特定建築物等の規模要件 指導及び助言対象建築物	指示対象建築物
1. 被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
2. 災害時に要援護者がいる建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500 m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	750 m ² 以上
3. 比較的利用者の滞在時間が長い建築物	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
	2.で掲げた学校以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
4. その他の不特定多数が集まる特定建築物等	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	5. 利用者が比較的限定される建築物	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
事務所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(詳細は次頁参照)		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m ² 以上
その他	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が群馬県及び榛東村耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

参考2：特定建築物等となる危険物の数量一覧

i) 特定建築物等の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物等の要件

床面積の合計が500㎡以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³
④マッチ	300 マッチトン(※)
⑤可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2 万m ³
⑥圧縮ガス	20 万m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇薬 200 t

(※)マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg。

参考3：耐震改修促進計画に関する法律

i) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。
2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。
3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第8条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断

- 又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ii) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第2号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）が1万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第2条 法第6条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第6条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が2で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が1000平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第3条 法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）

- 二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第6条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10トン
 - ロ 爆薬 5トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
 - ニ 銃用雷管 500万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル
 - 五 マッチ 300マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 20万立方メートル
 - 八 液化ガス 2000トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）20トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物
- 2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が2000平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
 - 三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの
 - 四 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

- 第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

- 第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

iii) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第10条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

参考4：緊急輸送道路の路線一覧及び緊急輸送道路の路線図

緊急輸送道路の路線一覧

	符番	路線名	路線区間	延長(km)
第1次緊急輸送道路	①	主要地方道 高崎安中渋川線	榛東村内全線	5.7
第2次緊急輸送道路	②	一般県道 南新井前橋線	前橋市清野町境から 新井交差点	2.9
路線数		2		8.6

緊急輸送道路の路線図

